2026.4.1　茨城県土木部検査指導課建設リサイクル担当

建設リサイクル法第 10 条の届出及び第 11 条の通知に係る電子申請方法の変更について

建設リサイクル法第 10 条の届出及び第 11 条の通知については、持参、郵送による提出方法の他、下記の受付用メールアドレスから電子メールによる申請ができます。工事場所により提出先が異なりますのでご注意ください。

（従来、電子申請の場合、「いばらき電子申請・届出サービス」による申請を受付けておりましたが、これを廃止し、令和 8 年 4 月 1 日から「電子メール」による申請の方法へ変更させていただきました。）

なお、法第 10 条の届出は工事着手の 7 日前に提出が必要ですが、閉庁時に電子メールを送付する場合は、次の開庁日が工事着手 7 日前になるように、送付してください。

提出先	土木部都市局建築指導課　県央建築指導室 【TEL：029-301-4787　水戸市笠原町 978-6（茨城県庁 1 階）】
工事場所	笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町、東海村
受付用メールアドレス	sesou-recycle@pref.ibaraki.lg.jp

提出先	県北県民センター　建築指導課 【TEL：0294-80-3344　常陸太田市山下町 4119】
工事場所	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
受付用メールアドレス	hokuse-recycle@pref.ibaraki.lg.jp

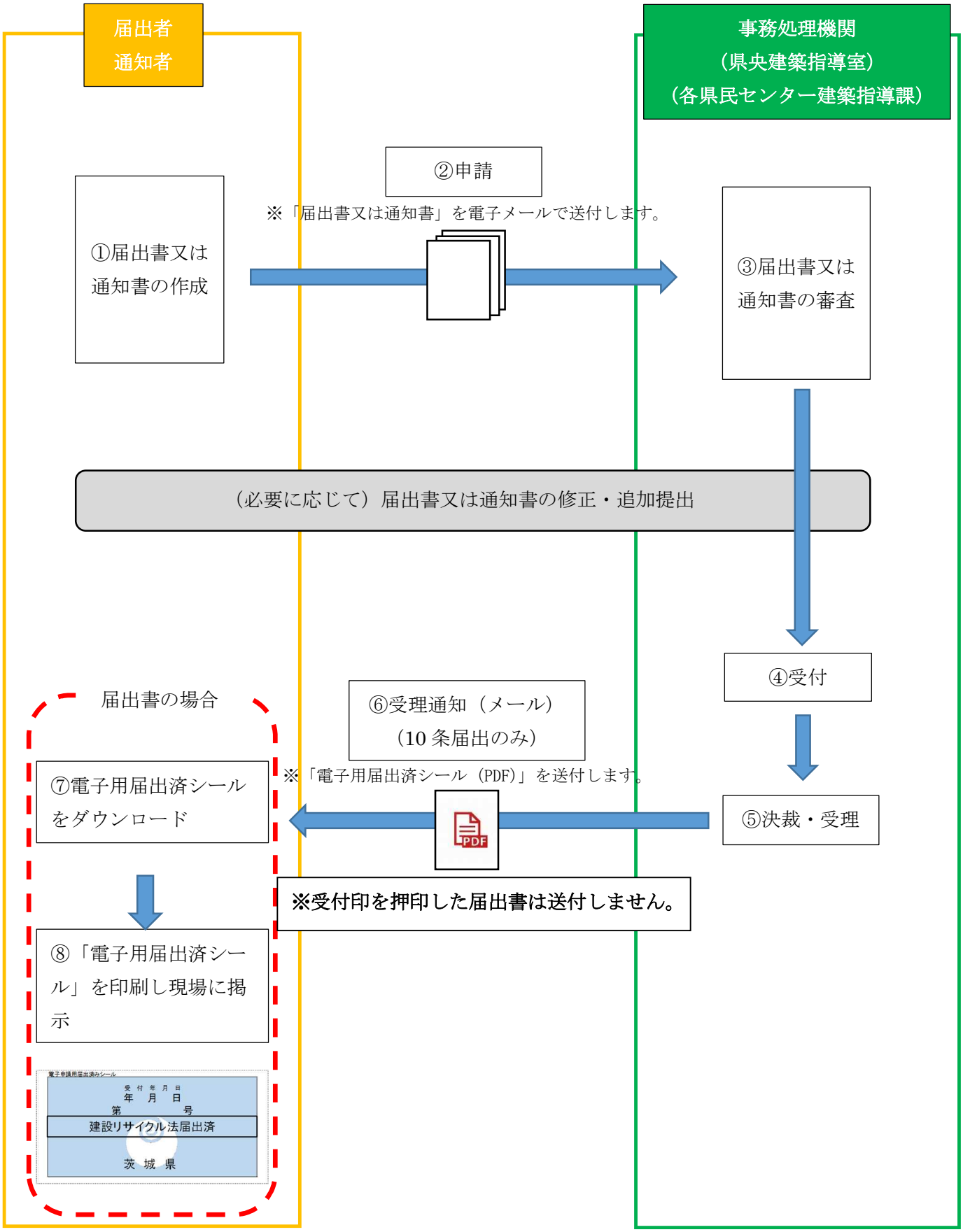
提出先	鹿行県民センター　建築指導課 【TEL：0291-33-4114　鉾田市鉾田 1367-3】
工事場所	鹿嶋市、潮来市、鉾田市、神栖市、行方市
受付用メールアドレス	rokkose-recycle@pref.ibaraki.lg.jp

提出先	県南県民センター　建築指導課 【TEL：029-822-7079　土浦市真鍋 5-17-26】
工事場所	石岡市、龍ケ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
受付用メールアドレス	nanse-recycle@pref.ibaraki.lg.jp

提出先	県西県民センター　建築指導課 【TEL：0296-24-9154　筑西市二木成 615】
工事場所	筑西市、結城市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
受付用メールアドレス	nishise-recycle@pref.ibaraki.lg.jp

R8.4.1 以降「いばらき電子申請・届出サービス」での 10 条届出及び 11 条通知は出来なくなりました。

電子（メール）申請による建設リサイクル法第 10 条届出、第 11 条通知について（フロー図）



電子（メール）申請による建設リサイクル法第 10 条届出、第 11 条通知に係る Q&A について

Q1　電子メールの標題（件名）はどのように入力したらよいか？

“建設リサイクル法届出書（又は通知書）（発注者名（又は自主施工者名）・工事の場所)”と記入をお願いします。
（記入例）
・“建設リサイクル法届出書（(株）○○工業、○○市○○町○○○-○○)”
・“建設リサイクル法通知書（●●市長、●●市●●町●●●-●●)”

Q2　添付ファイル（届出書・通知書）の様式は？

（茨城県土木部）検査指導課及び（茨城県総務部）各県民センター建築指導課の HP にて掲載しております。

※10 条届出書（様式）
https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tochi-tatemono/kenchikurecycle/index.html

※11 条通知書（様式）
https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/08recycle/download.html

Q3　電子メールで送付できるメールサイズの上限はいくつまでか？

受信できるメールのサイズの上限は、1 通あたり最大 10MB（※実添付データ容量では約 7MB）となります。上限を超えたメールはすべて拒否されますのでご注意ください。
上限を超える大容量のファイルを送信したい場合は、ファイルを圧縮又は分割しての送信をお願いします。

Q4　電子メールで届出書（通知書）を送付した場合、届出日（通知日）はいつになるか？

電子メールが開庁日の 17 時 15 分までに提出先の受付用メールアドレスに届いた場合、その日が届出日となります。
閉庁時（開庁日の 17 時 15 分より後、土曜日、日曜日及び祝日（12 月 29 日～1 月 3 日を含む)）に受付用メールアドレスに届いた場合、次の開庁日が届出日となります。

Q5　「電子用届出済シール（PDF)」は、どのように渡されるのか？

届出書の受理後に電子メールにて送付させていただきます。ご自身で印刷し、建設工事の現場に掲げる標識への貼付をお願いします。
なお、届出書の受理に係る事務処理に数日を要しますので、ご了承ください。

Q6　電子（メール）申請による届出の場合、副本への受付印押印はどのようになりますか。

受付印を押印した届出書（PDF）の返信は行いません。「電子用届出済シール（PDF）」の送付を以って代えさせていただきます。